

雲南市物品の売買、借入れ及び庁舎管理等業務の委託等に係る入札参加資格  
審査要綱

平成22年2月15日  
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、雲南市が発注する物品の売買、借入れ及び業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、申請手続き、資格審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、第4条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 政令第167条の4第1項に該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過した者であること。
- (2) 原則として雲南市内に本店、支店、営業所等を有すること。
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合においては、これを受けていること。
- (4) 消費税、地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 雲南市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(入札参加資格の申請)

第3条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号の1）及び申請する営業種目（様式第1号の2）に別表に掲げる営業種目から希望するものを記載し次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 営業経歴書（様式第2号）
- (2) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (3) 法人事業者にあつては、登記事項証明書及び定款の写し
- (4) 個人事業者にあつては、市町村役場が発行する代表者の身分証明書
- (5) 消費税、地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書
- (6) 全ての市税について滞納がないことを証する納税証明書及び市税情報確認同意書（様式第3号）

- (7) 印鑑証明書
- (8) 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(入札参加資格審査)

第4条 入札参加資格審査は、隔年度に実施する定期審査及び毎年度実施する追加審査並びに随時に実施する随時審査とする。

- 2 定期審査を受けようとする者は、定期審査を実施する年度の1月4日から1月31日までの間に限り申請することができる。
- 3 追加審査を受けようとする者は、定期審査を実施する年度については8月15日から8月25日までの間及び3月20日から3月31日までの間限り、定期審査を実施する翌年度については8月15日から8月25日までの間及び1月15日から1月25日までの間に限り、随時審査は別に市長が定める期間に限り申請することができる。
- 4 追加審査及び随時審査は、新たに入札参加資格の審査を受けようとする者に限り申請することができる。

(入札参加資格者名簿)

第5条 市長は、前条の規定により入札参加資格を有すると認めるときは入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(入札参加資格審査の結果の通知)

第6条 市長は、入札参加資格審査の結果を入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期限)

第7条 第4条第2項の規定により定期審査を受けた者は、当該審査を受けた年度の翌年度の4月1日から2年間、追加審査を受けた者は当該審査により第6条の通知をした日から直前の定期審査を受けた者の有効期限の末日までの期間、随時審査を受けた者は市長が別に定める期間入札参加資格を有する。

(変更の届出)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく入札参加資格申請書記載事項変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称及び代表者の氏名
- (2) 本店、支店、営業所等の所在地及び代表者の氏名
- (3) 使用印鑑
- (4) 委任状の記載事項
- (5) 申請した営業種目

(入札参加資格の取消し)

第9条 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったとき

は、入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2項各号に該当しないこととなった者
- (2) 虚偽の申請をした者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書(様式第6号)により、その者に通知するものとする。

(随意契約の相手方)

第10条 政令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約の相手方は、入札参加資格者名簿に登録された者から選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は入札参加資格者名簿に登録された者以外の者から選定することができる。

- (1) 緊急を要し随時審査に付する時間的余裕がないとき。
- (2) 政策目的に関し、調達しようとする物件について入札参加資格者名簿から選定できないとき。
- (3) 市長が特別な理由があると認めたとき。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年2月15日から施行し、平成22年度の申請分から適用する。

## 別表（第3条関係）

## 営業種目一覧表

大分類		中分類		取扱品目（例）
番号	種別	番号	種目	
1	文具・事務用 機器類	(1)	一般事務用品	用紙類、封筒、文房具等
		(2)	事務機器	計算機、複写機、印刷機、シュレッダー等
		(3)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム(CAD)、ソフトウェア等
		(4)	印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1)	印刷	オフセット印刷、平板印刷等
		(2)	特殊印刷	シール、ラベル、改ざん防止印刷、OCR印刷、診察券カード等
		(3)	複写	コピー、マイクロ写真、写真現像、焼付け等
		(4)	出版・製本・制作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン等
4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、聴診器、血圧計等
		(2)	福祉機器	介護用品、補聴器、介護機器、車椅子、ベッド
		(3)	視聴覚機器	テレビ、ビデオデッキ、液晶プロジェクタ、撮影機、スライド映写機、OHP等
		(4)	電気通信機器	無線機、電話機、ファクシミリ、電気通信機器、乾電池等、
		(5)	理化学機器	各種実験装置、化学分析装置等
		(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、レンズ、フィルム等
		(7)	工作機器	旋盤、研削盤、ミシン、編み機等
		(8)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(9)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等

		(10)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器
		(11)	諸機器	発動機、灯光器、ポンプ等
5	車両	(1)	車両	自動車、重機、各種車両類
		(2)	付属品等	タイヤ、工具、部品等
		(3)	点検整備等	公用車の修理、点検、整備及び車検
		(4)	運送・運行	旅客運送、運行管理、信書便等
6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、CD等
		(3)	運動用具・レジャー用品	運動用具、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		(4)	楽器	各種楽器
		(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画等
7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		(2)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
		(3)	工業薬品	凍結防止材等
		(4)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		(5)	診療材料	一般及び特定保険診療材料（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等）
8	燃料・油脂類	(1)	石油燃料	ガソリン、軽油、重油、灯油等
		(2)	ガス	プロパンガス等
		(3)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材鋼等
		(2)	セメント・アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト等
		(3)	骨材	砂、砂利、砕石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、作業服、事務服、白衣等
		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、まくら、タオル等
		(3)	その他繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
11	消防用品	(1)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品

		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	記念品	トロフィー、カップ、額、ギフト券
		(4)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹かご等
		(5)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
		(6)	皮革製品	靴、かばん等
		(7)	食品	農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、水産品等
		(8)	動物	牛、豚等
		(9)	植物	種子、苗木、花卉等
		(10)	看板	看板のデザイン・作成及び修繕
		(11)	その他	
1 3	売払品	(1)	生産品	
		(2)	不用品	金属、紙、廃棄物等
1 4	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(5)	電気通信機器等	電気通信機器、家庭電気製品等
		(6)	車両	各種車両
		(7)	寝具	寝具類
		(8)	その他	
1 5	庁舎・公共施設維持管理業務	(1)	清掃	庁舎及び公共施設の清掃業務
		(2)	消防設備保守点検	庁舎及び公共施設の消防施設・設備保守点検業務
		(3)	自動ドア保守点検	庁舎及び公共施設の自動ドア保守点検業務
		(4)	電気保安	庁舎及び公共施設の電気保安業務
		(5)	ボイラー保守点検	庁舎及び公共施設のボイラー保守点検業務
		(6)	冷暖房設備保守点検	庁舎及び公共施設の冷暖房設備保守点検業務
		(7)	給排水衛生設備保守点検	庁舎及び公共施設の給排水衛生設備保守点検業務
		(8)	昇降機保守点検	庁舎及び公共施設の昇降機保守点検業務

		(9)	浄化槽設備保守点検	庁舎及び公共施設の浄化槽設備保守点検業務
		(10)	貯水槽・受水槽保守点検	庁舎及び公共施設の貯水槽・受水槽保守点検業務
		(11)	上水道施設維持管理	上水道、簡易水道処理施設の維持管理業務
		(12)	下水道施設維持管理	公共下水道、農業集落排水処理施設の維持管理業務
		(13)	無停電電源設備・発電機保守点検	庁舎及び公共施設の無停電電源設備・発電機保守点検業務
		(14)	防災行政無線設備保守点検	庁舎及び公共施設の防災行政無線設備保守点検業務
		(15)	事務機器等保守点検	庁舎及び公共施設の事務機器等保守点検業務
		(16)	電算機器等保守点検	庁舎及び公共施設の電算機器等保守点検業務
1 6	警備業務	(1)	機械警備業務	庁舎及び公共施設の機械警備業務
		(2)	警備員警備業務	庁舎及び公共施設の警備員警備業務